

訪問看護医療DX情報活用加算に関する掲示

当ステーションは、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た訪問看護ステーションとして、「訪問看護医療DX情報活用加算」を算定しております。

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、次のとおり掲示いたします。

1. 医療DX推進の体制に関する事項

- （１） 当ステーションは、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）を行っています。
- （２） 当ステーションは、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しています。
- （３） 当ステーションの看護師等（准看護師を除く。）は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した利用者の診療情報、薬剤情報、特定健診情報等を活用して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っています。
- （４） 当ステーションは、マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じた質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでいます。

2. 加算の額

訪問看護医療DX情報活用加算 月1回に限り 50円（訪問看護管理療養費の注13）

※ 利用者の皆さまには、加入されている保険の負担割合に応じたご負担が生じます。

3. 利用者の皆さまへのお願い

訪問時に、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）による資格確認及び診療情報等の取得についてご同意をお願いする場合があります。取得した情報は、より安全で質の高い訪問看護を提供する目的にのみ使用いたします。医療DXの推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4. 根拠法令等

- ・ 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第67号）訪問看護管理療養費 注13
- ・ 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年3月6日厚生労働省告示第103号）
- ・ 訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて（令和8年3月5日保医発0305第9号）別紙様式10（訪看34）

ご近助ナースリハビリステーション札幌